資料２

消費者安全に関する検討委員会　製品WG

2008年12月2日
独立行政法人国民生活センター

1．国民生活センターの機能･役割
2．国民生活センターの主な業務
3．危害情報システムのしくみ
4．危害情報システムの活用
5．危害情報の迅速な提供例
6．安全に関する商品テスト事例
7．公表事例の分類
8．当センターが行った要望と関係機関の対応
(参考) 製造物責任法（ＰＬ法）による訴訟一覧

2

1. 国民生活センターの機能・役割

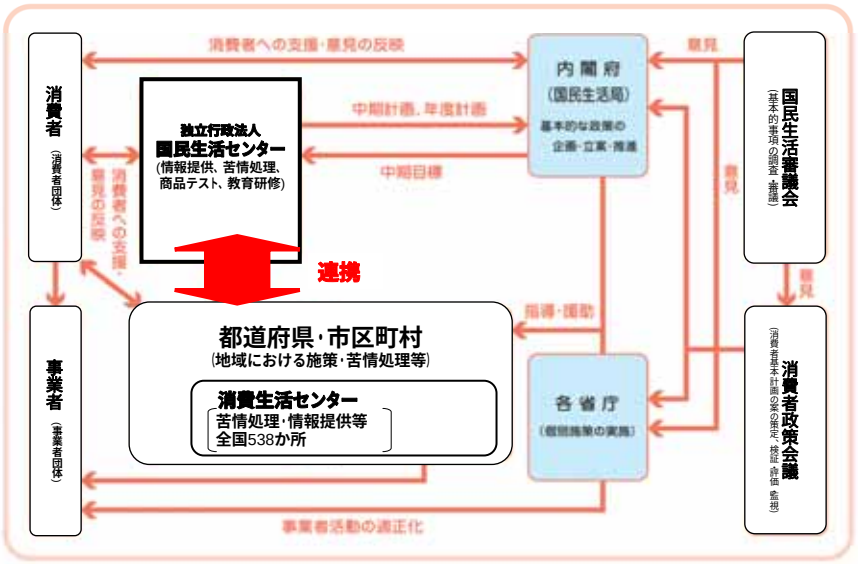

3

根拠法 「独立行政法人国民生活センター法」

昭和45年に特殊法人として発足。その後、「独立行政法人国民生活センター法」に基づき、2003年（平成15年）10月に独立行政法人に移行。

「消費者基本法」第25条 2004年（平成16年）6月公布

国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、
①**消費生活情報の収集・提供**
②**苦情相談処理**
③**商品テスト**
④消費者に対する**啓発・教育**
等における**中核的な機関**として積極的な役割を果たす。

4

2. 国民生活センターの主な業務

独立行政法人国民生活センター

①相談業務
・消費者からの苦情相談の受付・処理
・各地の消費生活センターでは解決困難な相談の処理を支援

②相談情報の収集・分析・提供
・PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)の運用
・危害情報の収集・分析・提供(危害情報システム)

③広報・普及啓発
・マスコミ、出版物、小冊子(「豆知識」)、リーフレット、テレビ、ホームページ等を通じて情報提供

④商品テスト
・製品事故の原因究明等のためのテストを実施
・行政機関や事業者に改善要望等

⑤教育研修
・自治体の消費者行政職員や消費生活相談員等を対象とした研修を実施

(備考) 1. 東京事務所 : 上記①～③の業務を実施
相模原事務所: 上記④、⑤の業務を実施
2. 職員数 117人 (2008年4月現在)

2009年(平成21年)4月より、
裁判外紛争解決手続(ADR)として、
和解の仲介や仲裁を実施

5

PIO-NET(パイオネット)(全国消費生活情報ネットワーク・システム)

国民生活センターと全国の消費生活センター（全都道府県・政令指定都市）をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を収集・蓄積するシステム。1984年から運用を開始（2008年4月現在485箇所）。元々は全国の消費生活センターとの情報共有のために開始したシステムであるが、情報を法執行や製品安全対策などに活用するため、2007年12月より中央省庁へも端末の設置を行っている。

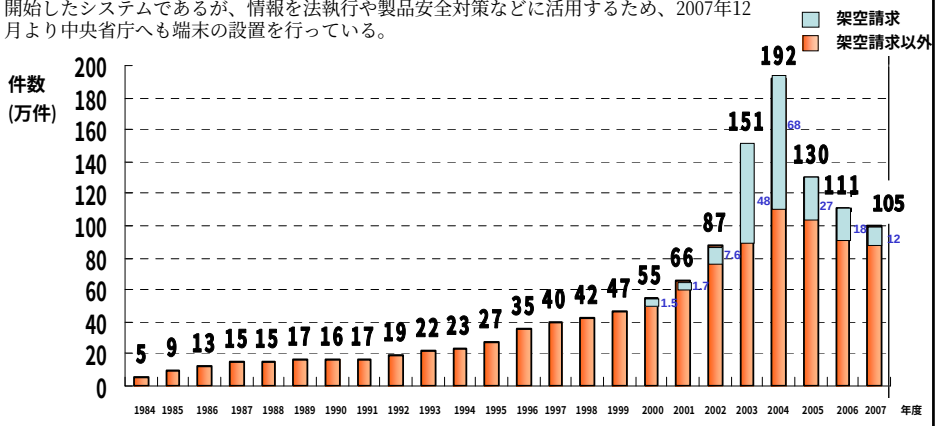

※全国のネットワークが完成したのは1987年12月

※今年度は11月14日までの登録分で484,651件

6

3. 危害情報システムのしくみ

(1) 目的

商品やサービス、設備等により生命や身体に危害をうけた事例（**危害情報**）、および危害には至っていないがそのおそれがある事例（**危険情報**）を早期に情報収集して、これを分析・評価し、消費者被害の拡大防止・未然防止に役立つ情報を提供する。

(2) 概要

収集する情報

①危害情報：商品やサービス、設備等により、けがをしたり死亡した事故情報
②危険情報：危害には至っていなくてもそのおそれがある情報

情報収集先

①国民生活センター及び各地の消費生活センター
：消費生活相談として受け付けた情報
②協力病院
：協力病院を訪れた商品やサービス、設備等によるけがで受診した新患症例

開始時期

1975年4月1日　導入

7

危害情報室の設置

①設置の背景

・エレベータ、ガス湯沸器、シュレッダー等による死亡・重篤事故が相次ぎ、消費者の安全に対する関心の高まり

・当センターが保有する事故情報の共有と有効活用を図り、事故の未然防止・拡大防止を図るため

➡ **危害情報室を2007年度に9年ぶりに設置**

②業務内容

・事故情報について関係省庁との情報共有を強化するため、必要に応じて死亡事故または重篤事故に関する情報を提供する

・危害情報システムの情報共有、分析、提供に関することなどを担当

8

(3) 情報収集対象

全国538ヶ所の消費生活センターと、全国20の協力病院により情報を収集している。各情報収集先は、コンピューターネットワークで接続されている。この他、東京、大阪、兵庫の監察医務院の協力を得ている。
最近では、消費者トラブルメール箱への情報提供からも重大な事故が見つかっている。

情報収集先	施設数	施設の特徴	寄せられる情報の特徴
消費生活センター	538	全国各地（都道府県、市町村）に設置。	消費者が商品やサービスに問題があると思い、事業者に何らかの対応を求める苦情や相談。 事業者名、商品名を特定した内容が多い。
協力病院	20	全国を8つのブロックに分け、地域に偏りがないように選定。 総合病院、救急指定病院（県立病院、赤十字病院等）で、原則として300床以上の公的病院。	消費者が商品使用時の事故等により、病院で治療を受けた際の情報。 事業者名、商品名は特定されていない場合が多い。
消費者トラブルメール箱	―	消費者被害の実態をリアルタイムで把握し、消費者被害の防止に役立てるため、インターネットを利用した情報収集システムを2002年4月8日に開設した。 情報提供件数は年々増加し、2007年度は1万件を超えた。	取引関係の情報が圧倒的に多いが、救急医等の専門家からの情報提供も若干ながら寄せられている。

(4) 情報分析

問題があると思われる事故について分析し、必要に応じて、事故品や同種品を用いた事故原因分析（商品テスト部が実施）、現地調査分析、追跡調査等を行う。

(5) 情報提供

分析・調査した結果をまとめ、消費者に対しては注意喚起の呼びかけ、事業者、行政に対しては安全基準や関連法令の見直しの要望等を行っている。
啓発資料「くらしの危険」、ホームページなどでも情報提供している。

9

(6) 危害情報システムのフローチャート

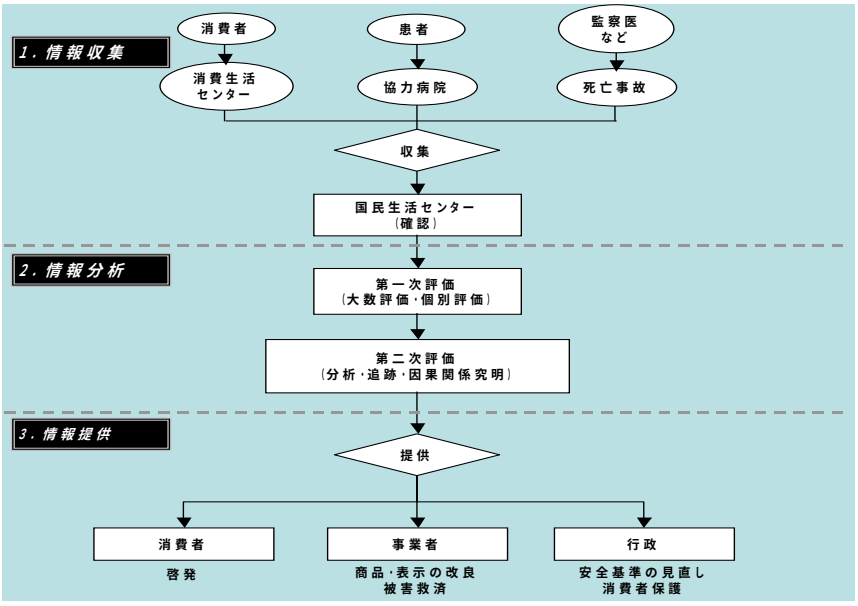

10

(7) 収集件数の推移

危害情報システムは、1975年度から消費生活センターの協力を得て情報収集を開始した。システムの構築はアメリカ、イギリスに並ぶものであった。その後1978年度より協力病院からの情報収集を開始し、現在に至っている。

（件）

年度	消費生活センター 危害	危険	計(A)	対前年度比	病院 危害(B)	対前年度比	計 A＋B	対前年度比
1975	292	345	637				637	
1976	528	708	1,236	194.0			1,236	194.0
1977	907	834	1,741	140.9			1,741	140.9
1978	1,009	1,223	2,232	128.2	1,793		4,025	231.2
1979	979	1,200	2,179	97.6	4,253	237.2	6,432	159.8
1980	929	1,318	2,247	103.1	3,198	75.2	5,445	84.7
1981	948	1,850	2,798	124.5	2,877	90.0	5,675	104.2
1982	1,292	1,516	2,808	100.4	3,659	127.2	6,467	114.0
1983	1,115	1,331	2,446	87.1	3,605	98.5	6,051	93.6
1984	1,413	1,294	2,707	110.7	3,022	83.8	5,729	94.7
1985	1,640	1,119	2,759	101.9	2,812	93.1	5,571	97.2
1986	1,567	1,279	2,846	103.2	2,817	100.2	5,663	101.7
1987	1,603	1,111	2,714	95.4	3,271	116.1	5,985	105.7
1988	1,640	1,074	2,714	100.0	3,363	102.8	6,077	101.5
1989	1,650	1,165	2,815	103.7	3,580	106.5	6,395	105.2
1990	1,734	1,196	2,930	104.1	3,252	90.8	6,182	96.7
1991	1,650	1,089	2,739	93.5	3,734	114.8	6,473	104.7
1992	1,834	1,110	2,944	107.5	5,687	152.3	8,631	133.3
1993	2,206	1,725	3,931	133.5	7,786	136.9	11,717	135.8
1994	2,449	2,534	4,983	126.8	8,959	115.1	13,942	119.0
1995	3,934	3,324	7,258	145.7	9,573	106.9	16,831	120.7
1996	4,978	4,009	8,987	123.8	9,516	99.4	18,503	109.9
1997	5,035	2,688	7,723	85.9	9,288	97.6	17,011	91.9
1998	4,889	1,967	6,856	88.8	9,585	103.2	16,441	96.6
1999	5,106	1,936	7,042	102.7	10,155	105.9	17,197	104.6
2000	6,199	3,109	9,308	132.2	9,917	97.7	19,225	111.8
2001	5,670	2,578	8,248	88.6	8,878	89.5	17,126	89.1
2002	7,612	2,588	10,200	123.7	8,739	98.4	18,939	110.6
2003	6,543	2,132	8,675	85.0	8,633	98.8	17,308	91.4
2004	5,848	2,434	8,282	95.5	8,834	102.3	17,116	98.9
2005	6,511	2,819	9,330	112.7	9,208	104.2	18,538	108.3
2006	7,054	3,597	10,651	114.2	8,581	93.2	19,232	103.7
2007	8,545	4,558	13,103	123.0	10,089	117.6	23,192	120.6
計	105,309	62,760	168,069		188,664		356,733	

注：2008年5月末日までの登録分。

11

最近5年間の危害･危険件数の推移

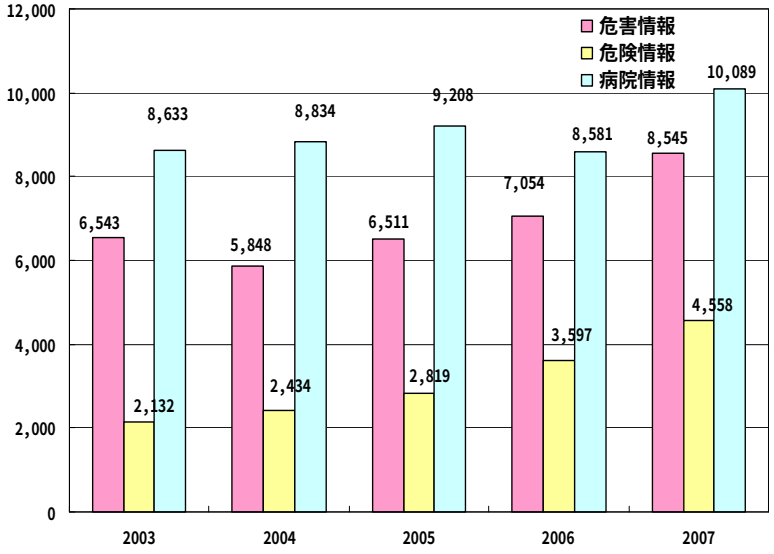

12

4. 危害情報システムの活用

(1) 消費者や事業者・業界団体、関係省庁への情報提供

人の生命・身体に危害・危険が及ぶ製品事故の可能性がある場合には、事実関係を早急に調査し、必要に応じてテストを実施し、消費者や事業者・業界団体、関係省庁へ情報提供。

(2) 関係省庁との情報共有

死亡事故及び1ヶ月以上の重症事故は、定期的に内閣府を通じて関係省庁へ情報提供し、情報共有を図る。（中央省庁へのPIO-NET端末設置に伴い、2008年6月終了）

（参考）これまで行った内閣府への情報提供件数（2006年9月開始、2008年6月終了）
死亡事故：73回
重篤事故：59回

（参考）中央省庁へのPIO-NET端末設置
PIO-NET情報を法執行や製品安全対策などに迅速かつ効果的に活用するために、
PIO-NET端末を中央省庁等に設置

設置状況　(2008年４月現在)
・設置済み：９省庁、１独立行政法人
①公正取引委員会、②警察庁、③金融庁、④総務省、⑤財務省、⑥厚労省、
⑦農水省、⑧経産省、⑨国交省、⑩(独)製品評価技術基盤機構(ＮＩＴＥ)

・設置に向け調整中：３省、１独立行政法人
①法務省(検討中)、②文科省(検討中)、③環境省(検討中)、
④(独)農林水産消費技術安全センター(ＦＡＭＩＣ)

(3) 地方公共団体の消費者窓口への情報提供支援

全国の消費生活センター等の相談窓口での業務参考資料として、製品事故や商品の安全性に関わる最新の情報を提供。また、場合によっては相談処理上の支援を行う。

13

5. 危害情報の迅速な提供例

(2007年度11件)

	情報提供内容	公表年月
1	乳幼児が**ベビーカー**に手指を挟み、あわや切断！	2007年4月
2	死亡事故2件発生　**こんにゃく入りゼリー**の事故	5月
3	絶対に目を離さないで！！**浴槽用浮き輪**で乳幼児の溺死も！	7月
4	**ドライアイスを入れて密閉したペットボトル**が破裂して大けが！！	8月
5	**折りたたみ式オムツ交換台**からの転落に注意！！	10月
6	**ガリレオ温度計**が割れて化学やけど	12月
7	気をつけて！**入浴剤での転倒**事故　　複雑骨折した事例も	12月
8	**電動リクライニングベッド**に挟まれて幼児が窒息死	12月
9	**生のにごり酒**で開栓時に栓が飛んで怪我！　眼底打撲で入院も	12月
10	**シートベルトのロック機構**にご注意	2008年3月
11	危険！！**レーザーを用いた違法な玩具**などが売られている！！	3月

14

（2008年度11月現在：12件）

	情報提供内容	公表年月
1	ジャンプ式や自動開閉式**折りたたみ傘**の事故－重い後遺症が残るケースも－	2008年5月
2	オーブン機能付**電子レンジ**のカラ焼き等により小鳥が死亡 －対策を講じた上で出荷するようメーカーに要望－	5月
3	**植物性自然毒**による事故に注意！！－球根、葉で食中毒死も！－	5月
4	気をつけて！！**花火**の事故　－やけどばかりでなく失明のケースも－	7月
5	注意！！－薬事法違反となるステロイド含有の**化粧品クリーム**	7月
6	病院危害情報からみた**高齢者の家庭内事故**－死亡原因のトップはやけど－	9月
7	注意！！　まだ売られている！！－**レーザーを用いた違法と思われる商品**－	9月
8	またひとり **こんにゃく入りゼリー**で死亡 －子どもや高齢者に絶対に与えない！－	9月
9	米国製**ガス衣類乾燥機**により火災－リコール対象品の改修漏れによる事故－	10月
10	注意！ **幼児用玩具**による浴室での事故－人気玩具で深刻なけが、2件－	10月
11	**つけ爪**による危害－かぶれ、やけど、カビが生えることも－	10月
12	製品の不具合が目立つ**ハロゲンヒーター**	11月

15

６．安全に関する商品テスト事例

	情報提供内容	公表年月
1	**電動３・４輪車**の安全性	2007年4月
2	**踏み台**の安全性	5月
3	**スチーム式吸入器**によるやけどに注意！	5月
4	酸化染料を含む**ヘナ白髪染め** －未承認で販売されているものについて－	6月
5	耐熱性の低いガラス製**ティーポット**の破損に注意！	6月
6	スイッチ付き**テーブルタップ**の発煙に注意！	6月
7	ミニカップタイプの**こんにゃく入りゼリー**による事故防止のために －消費者への警告と行政・業界への要望－	7月
8	通信販売の**補聴器**等の安全性や補聴効果 －販売サービスに関する調査も含めて－	9月
9	**電子レンジ用ゆで卵調理器具**の使い方に注意！ －使い方によっては卵が破裂する可能性も－	9月
10	**石油ファンヒーター**による室内空気汚染	10月
11	**折りたたみ自転車**の安全性	10月
12	高カカオをうたった**チョコレート**	2008年2月
13	**電動リクライニングベッド**の安全性	2月
14	**ガステーブル**等のグリルからの出火に注意！	2月
15	折りたたみ式**ベビーカー**の安全性 ～折りたたみ可動部分の安全の考え方を中心に～	3月

16

	情報提供内容	公表年月
1	「**住宅用分電盤**のトラブルに注意！」 －電気の安全調査の実態も含めて－	2008年4月
2	**消火用布**の安全性 ～ごく初期の天ぷら鍋火災を消火できないことも～	6月
3	**乗用車**の視界 －プライバシーガラスの視認性とＡピラーの死角を中心に－	7月
4	関節に良いとされる成分を含む「健康食品」	8月
5	**いろり座卓**使用時の一酸化炭素中毒に注意！	9月
6	α－リポ酸を含む「健康食品」 －販売の実態調査も含めて－	9月
7	子供の安全が守れるのか！！**防犯ブザー**の故障が多発！	10月
8	**木製ベッド**から発生する化学物質等 －ホルムアルデヒドを中心に－	10月
9	**アルミホイール**による収れん火災に注意！ －メッキ処理された凹面鏡のようなホイールについて－	11月
10	取扱いに注意！車用として販売されている**樹脂製灰皿**	11月
11	**個人輸入の健康食品**に注意!! －未承認の医薬品成分（シブトラミン等）を検出－	11月

17

７．公表事例の分類

（１）死亡事故

①こんにゃく入りゼリー

死亡事故2件発生　こんにゃく入りゼリーの事故（2007年5月）

ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーによる事故防止のために
－消費者への警告と行政・業界への要望－（2007年7月）

またひとり　こんにゃく入りゼリーで死亡－子どもや高齢者に絶対に与えない！－
（2008年9月）

②電動リクライニングベッドに挟まれて幼児が窒息死（2007年12月）

電動リクライニングベッドの安全性（2008年2月）

（２）重大事故

①乳幼児がベビーカーに手指を挟み、あわや切断！（2007年4月）

折りたたみ式ベビーカーの安全性～折りたたみ可動部分の安全の考え方を中心に～
（2008年3月）

②絶対に目を離さないで!!浴槽用浮き輪で乳幼児の溺死も!（2007年7月）

③折りたたみ式オムツ交換台からの転落に注意！！（2007年10月）

④折りたたみ自転車の安全性（2007年10月）

⑤ガステーブル等のグリルからの出火に注意！（2008年2月）

18

（3）多発している事故

①石油ファンヒーターによる室内空気汚染（2007年10月）
②気をつけて!!花火の事故－やけどばかりでなく失明のケースも－（2008年7月）
③病院危害情報からみた高齢者の家庭内事故－死亡原因のトップはやけど－（2008年9月）
④つけ爪による危害－かぶれ、やけど、カビが生えることも－（2008年10月）
⑤木製ベッドから発生する化学物質等－ホルムアルデヒドを中心に－（2008年10月）
⑥子供の安全が守れるのか！！防犯ブザーの故障が多発！（2008年10月）
⑦製品の不具合が目立つハロゲンヒーター（2008年11月）

（4）意外性のある事故

①スチーム式吸入器によるやけどに注意！（2007年5月）
②耐熱性の低いガラス製ティーポットの破損に注意（2007年6月）
③電子レンジ用ゆで卵調理器具の使い方に注意！－使い方によっては卵が破裂する可能性も－（2007年9月）
④ガリレオ温度計が割れて化学やけど（2007年12月）
⑤気をつけて！入浴剤での転倒事故　複雑骨折した事例も（2007年12月）
⑥生のにごり酒で開栓時に栓が飛んで怪我！眼底打撲で入院も（2007年12月）
⑦シートベルトのロック機構にご注意（2008年3月）
⑧住宅用分電盤のトラブルに注意！－電気の安全調査の実態も含めて－（2008年4月）
⑨ジャンプ式や自動開閉式折りたたみ傘の事故－重い後遺症が残るケースも－（2008年5月）
⑩オーブン機能付電子レンジのカラ焼き等により小鳥が死亡
－対策を講じた上で出荷するようメーカーに要望－（2008年5月）
⑪植物性自然毒による事故に注意!!－球根、葉で食中毒死も!－（2008年5月）
⑫消火用布の安全性～ごく初期の天ぷら鍋火災を消火できないことも～（2008年6月）
⑬注意！幼児用玩具による浴室での事故－人気玩具で深刻なけが、2件－（2008年10月）
⑭アルミホイールによる収れん火災に注意！－メッキ処理された凹面鏡のようなホイールについて－（2008年11月）

19

（5）回収（リコール）漏れや法令違反による事故

①酸化染料を含むヘナ白髪染め－未承認で販売されているものについて－（2007年6月）
②スイッチ付テーブルタップの発煙に注意！（2007年6月）
③レーザーを用いた商品
危険!!レーザーを用いた違法な玩具などが売られている!!（2008年3月）
注意!!まだ売られている！！－レーザーを用いた違法と思われる商品－（2008年9月）
④注意!!－薬事法違反となるステロイド含有の化粧品クリーム－（2008年7月）
⑤米国製ガス衣類乾燥機により火災－リコール対象品の改修漏れによる事故－（2008年10月）
⑥個人輸入の健康食品に注意!!－未承認の医薬品成分（シブトラミン等）を検出－（2008年11月）

（6）法令等の未整備による事故

①おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性－視力補正を目的としないものを対象に－（2006年2月）
②電動３・４輪車の安全性（2007年4月）
③通信販売の補聴器等の安全性や補聴効果－販売サービスに関する調査も含めて－（2007年9月）
④乗用車の視界－プライバシーガラスの視認性とAピラーの死角を中心に－（2008年7月）
⑤関節に良いとされる成分を含む「健康食品」（2008年8月）
⑥α－リポ酸を含む「健康食品」－販売の実態調査も含めて－（2008年9月）

20

（7）誤使用的要素が強いと思われる事故

①ドライアイスを入れて密閉したペットボトルが破裂して大けが！！（2007年8月）

②いろり座卓使用時の一酸化炭素中毒に注意！（2008年9月）

③取扱いに注意！車用として販売されている樹脂製灰皿（2008年11月）

21

8．当センターが行った要望と関係機関の対応

（1）死亡事故

	要望内容（一部）	関係機関の対応
こんにゃく入りゼリー	・ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーの安全性を検討の上、販売規制も含めた事故防止策の検討を要望。 ・製造・販売・輸入業者に対し、事故防止のためにより一層の指導を要望。	●食品安全委員会 ホームページで注意喚起を実施。 ●厚生労働省 ・特別研究「食品による窒息の現状把握と原因分析」を行い、事故防止を図るため、平成20年4月25日付けで関係府省及び国民生活センターに、同年5月8日付けで各都道府県、関係団体等に研究結果を情報提供。 ・平成19年10月に関連業界が作成した、こんにゃく入りゼリーの誤飲等に関する警告表示について、厚生労働省の社会福祉施設等の所管部局から、自治体の関係部局に対して情報提供を行うとともに、当該内容を踏まえ事故を防止する等の対応を依頼。 ●農林水産省 平成19年7月、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の防止に向けた対策の徹底について」を業界団体等に発出し、注意表示の徹底等を指導。さらに、改善が見られるかどうかを検証するため、物性の測定を行い、結果を広く情報提供をした。
電動リクライニングベッド	原因究明テストの結果をもとに、経済産業省に対して安全性等の改善を要望。	経済産業省は製品重大事故として公表、メーカー指導を行い、同種ベッドの改修・修理対応、製品の改善につながった。

22

（2）重大事故

	要望内容（一部）	関係機関の対応
ベビーカー	乳幼児が陥りやすい危険要因が排除されるよう業界に対し要望。また、経済産業省に情報提供。	経済産業省はSG基準等の見直しを関係機関に指示。また、業界団体が安全対策を講じた。
浴槽用浮き輪	業界団体に対し、製品の根本的な見直しと消費者への注意喚起を早急に行うように指導するよう要望。	メーカー及び販売店は販売を自主的に中止。 また、日本玩具協会がメーカーと共同社告を出し、今後販売を行う場合には、安全基準、製品の見直しを根本的に行う旨の回答があった。
折りたたみ式オムツ交換台	「耐用年数が経過した製品を使用している施設は早急により安全性の高い製品へ変更すること、設置施設はメーカーと協力して安全を考慮した設置の検討を行うこと」などを関係団体に対して要請するよう、経済産業省へ要望を行った。	経済産業省は商業施設を始め各省庁に対して管轄する施設に対して注意喚起を行うようにとの要請を横断的に行った。
折りたたみ自転車	折りたたみ部の構造や解除力、ペダル強度の規定化を経済産業省へ要望。	固定機構のクイックレリーズ及びペダルの強度についてはJISが改正された（平成20年4月）。 ペダルの強度はJISの改正が審議中。
ガステーブル	グリル火災の危険性の消費者への周知、グリルへの自働消火機能などの安全装置の全面的導入の検討を業界団体へ要望。	日本ガス石油機器工業会は、安全使用に関する啓発資料を消費者団体や消防関係に配布し、平成20年4月の生産分から自主的にコンロバーナー全口に調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置、消し忘れ消火機能、早切れ防止装置、グリルに消し忘れ消火機能を搭載する旨回答があった。

23

（3）多発している事故－１

	要望内容（一部）	関係機関の対応
石油ファンヒーター	排気中の窒素酸化物と揮発性有機化合物を低減化するために機器の改善を要望。	経済産業省はNITEに報告されている同種事故に関して調査するとともに今後の事故発生を注視する。
花火の事故	品質の向上、製品上の問題発覚の際の自主回収、広報活動の積極化などを業界団体に要望。	会員会社に周知を図った旨の回答があった。
高齢者の家庭内事故	－	－
つけ爪	－	－
木製ベッド	ベッドのホルムアルデヒド放散量の規制を要望。TVOC放散量の自主基準作成の指導を要望。	社内基準の見直しの検討を進める旨の回答事業者があった。

24

（3）多発している事故－２

	要望内容（一部）	関係機関の対応
子供用防犯ブザー	子どもが使用するときの衝撃等で簡単に故障しないよう製品の設計・製造・品質管理の改善とともに「電池工業会規格　防犯ブザー」の見直しをするよう事業者と関連団体の指導を経済産業省に要望。	―
ハロゲンヒーター	事故が発生した場合、迅速な調査の実施、回収の進捗率を向上するような方策を模索するよう業界団体に要望。	―

25

（4）意外性のある事故－１

	要望内容（一部）	関係機関の対応
スチーム式吸入器	やけど等の事故防止のため、安全性等に関する規格・基準作りの検討を要望。	厚生労働省は、業界団体に対しやけど等の事故防止策の検討を指導し、業界団体は自主基準を作成中。経済産業省は、必要に応じ業界自主基準のJIS化を検討。
耐熱性の低いガラス製ティーポット	ガラスの組成や耐熱温度差が表示と異なっていたので、商品及び表示の改善を要望。	該当事業者は商品の回収を行った。
電子レンジ用ゆで卵調理器具	商品本体への注意表示や、水位線を分かりやすくする等、商品の改善を要望。	製品本体への注意表示及び注意書の追記を行うと回答した事業者があった。
ガリレオ温度計	「液体の成分や危険性を表示すること、また、液体をもっと安全なものに切り替えるなどの見直しについても検討されたい」との要望を行った。	業界団体が存在しないが、複数の販売店から表示を改める旨の連絡があった。
入浴剤での転倒事故	日本化粧品工業連合会等に対し、表示の改善の要望を行った。	「会員各社に要望の内容を伝えた」等の回答があった。
にごり酒	日本酒造組合中央会に対し、事故を未然に防ぐための構造面を含めたより抜本的な対策と、表示の改善を要望。	同会は表示についての見直しをするため、当該メーカーに聞き取りを行うとの連絡が入った。
シートベルトのロック機構	自動車関連の主な業界団体へ対し、使用を誤った際の危険性について周知徹底を要望。	日本自動車工業会では、リーフレットや啓発グッズを作成・配布するなど積極的な啓発活動が行われ、更なる啓発に努める旨の回答があった。

26

（4）意外性のある事故－２

	要望内容（一部）	関係機関の対応
住宅用分電盤	消費者に対して、定期調査の更なるPRの必要性と中性線欠相保護機能付き漏電遮断器への交換を薦めることを電気事業連合会に要望。	―
自動開閉式折りたたみ傘	日本洋傘振興協議会に対し、安全性に関する規定を盛り込むことを要望。また、日本チェーンストア協会、日本百貨店協会に対し、表示を工夫することを要望。	日本洋傘振興協議会より「①タグの雛形を制作し、統一すること、②使用上の注意と取扱い方法をホームページ等に掲載し、周知徹底を図る、③ポップを制作し、消費者に注意を促す」との回答が寄せられた。
オーブン機能付電子レンジのカラ焼き	（社）日本電機工業会に対し、カラ焼きへの対応を業界として統一すること、また、小鳥の死亡原因の調査等を実施するよう要望。	取扱説明書への記載を実施すること及び調査を継続し、対応を検討する旨の回答があった。
植物性自然毒	日本種苗協会に対し、有毒成分を含む球根や苗などの取り扱いに関する注意喚起の徹底と、流通・販売のガイドライン作成を要望。	機関紙等により会員に周知し、消費者への注意喚起に努める旨の回答があった。
消火用布	―	パッケージの「使用上の注意」の利用方法の表記を変更する旨の回答事業者があった。
幼児用玩具	―	―
アルミホイール	日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会に対し。収れんが生じるおそれのある反りがあり、表面がメッキ処理されたものは改善を要望。	日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会より、関係機関の協力を仰ぎ、今後の対応を協議する予定である旨の回答があった。

27

（5）回収（リコール）漏れや法令違反による事故－１

	要望内容（一部）	関係機関の対応
酸化染料を含むヘナ白髪染め	p-フェニレンジアミンを含み薬事法に抵触すると考えられるため監視・指導の徹底を要望。また、雑貨品として販売されているものは頭髪に使用するような表示をしないよう監視・指導を要望。	厚生労働省から所管の都道府県に情報提供されて、販売業者等への販売の中止及び回収等の指導が行われた。
スイッチ付きテーブルタップ	電気用品安全法による事業届出を出しておらず、同法に抵触していると思われたことから適切な指導を要望。	経済産業省から立ち入り検査を実施、違反が確認された。
レーザーを用いた違法な玩具	1回目（2008年3月） 「消安法に規定する措置の徹底をすること。また、学校関係については注意喚起をすること」との要望を行った。 2回目（2008年9月） 「対象銘柄や購入経路に対する行政処分及び継続的な市場の監視を徹底すること」との要望を行った。	1回目（2008年3月） 経済産業省から「輸入業者に自主回収措置をするよう指示した。また消費者向けに注意喚起行うなどをしている」などの回答があった。 2回目（2008年9月） 経済産業省から「輸入業者に自主回収措置をするよう指示した」などの回答があった。

28

（5）回収（リコール）漏れや法令違反による事故－２

	要望内容（一部）	関係機関の対応
ステロイド含有の化粧品クリーム	薬事法違反（無承認無許可医薬品）と考えられるため、健康被害防止の観点から事業者の指導など、早急な対応を厚生労働省 に要望。	同日に東京都からも当該商品の製造販売中止及び回収の指示と注意喚起を含めた同様の公表がされた。
米国製 ガス衣類乾燥機	―	―
個人輸入の 健康食品	未承認の医薬品成分が検出されたため、健康被害防止の観点から消費者への周知徹底と早急な対応を要望。	厚生労働省のホームページで同様の情報を公表。

29

（6）法令等の未整備による事故－１

	要望内容（一部）	関係機関の対応
おしゃれ用 カラーコンタクトレンズ	品質・安全性に関して問題があったため、一定の水準となるよう早急な対応を要望。	経済産業省は消費生活用製品安全法による事故収集の実施またNITEにおいて調査委員会を開催し、物性的テスト結果を国民生活センターの化学的結果等に加えて報告書をまとめ、医療機器と同等の安全性確保の必要性に関して提言を行った。厚生労働省は21年度に薬事法改正を検討中。
電動３・４輪車	最高速度や車体の大きさが道路交通法を遵守するよう指導要望。	警察庁は既販売品の改修と再発防止を指導。 また、大きさ及び速度の基準の解釈について通知を発出した。
通信販売の補聴器等	出力最大音や最低限の補聴効果の基準設定、難聴程度に合わせて補聴器を選択できるようフィッテイングサービス技術者の育成を要望。	厚生労働省は 補聴器に関係する研修実施機関に対し、フィッティングサービスに対応できる技能者の育成の推進やフィッティングサービスを受けられるような環境整備、出荷時の出力最大音や適正な補聴効果に関する基準設定の検討について業界指導した。
乗用車の視界	ガラスの可視光透過率は、前面及び前席しか規制がないことから、後席の規制の必要性について検討するよう要望。	―

30

（6）法令等の未整備による事故－２

	要望内容（一部）	関係機関の対応
関節によいとされる成分を含む「健康食品」	生理作用のある成分量の表示の実施、品質の改善を要望。また、JAS法、薬事法に抵触するおそれのある表示の改善を要望。	―
α－リポ酸を含む「健康食品」	科学的根拠に基づく一日摂取目安量を設定し、薬事法、景品表示法に抵触するおそれのある表示の改善を要望。また、販売に関するアドバイザリースタッフ制度の普及改善を要望。	―

31

（7）誤使用的要素が強いと思われる事故

	要望内容（一部）	関係機関の対応
ドライアイス	―	ドライアイスのメーカー及び販売関連業界団体と被害の再発防止策についての意見交換を行った。
いろり座卓	家庭用品品質表示法による一酸化炭素中毒に関する注意表示を行うよう事業者への指導を要望。	経済産業省より、表示が適正でなかった事業者に対して指導等を行った旨の回答があった。
車用樹脂製灰皿	耐熱性の低い銘柄については、構造及び材質の改善を要望。	本体への警告シールの貼付、本体底部の肉厚変更及び鉄板などの使用により改善を行う旨の回答事業者があった。

32

（参考）製造物責任法（ＰＬ法）による訴訟一覧

別添参照

33